

手続き言語決定に関するルール作りなどの対応に関する検討

1. 手続き言語に関する、JP-DRP および UDRP (WIPO) における規則などへの記載

○ JP-DRP 手続規則第 11 条 手続言語

- (a) 手続言語は日本語とする。ただし、手続実施の状況を踏まえて、パネルが別段の決定をする場合には、この限りではない。
- (b) パネルは、手続言語以外で提出された書類について、その全部または一部について手続言語への翻訳の提出を求めることができる。

○ JIPAC の補則には手続き言語に関する記載はない

○ WIPO Jurisprudential Overview 3.0 に当たるものは存在しない

○ UDRP 手続規則第 11 条 手続言語

- (a) 当事者間による別段の合意または登録契約に別段の定めがない限り、紛争解決手続きに使用する言語は、登録契約の言語とします。あるいは、紛争解決手続きの事情によっては、パネルの決定に従います。

UDRP Rule 11 [Language of Proceedings]

- (a) Unless otherwise agreed by the Parties, or specified otherwise in the Registration Agreement, the language of the administrative proceeding shall be the language of the Registration Agreement, subject to the authority of the Panel to determine otherwise, having regard to the circumstances of the administrative proceeding.

○ WIPO Supplemental Rules (補則) には手続き言語に関する記載はない

○ WIPO Jurisprudential Overview 3.0

4.5.1 手続きの言語

UDRP 規則の paragraph 11 に従い、当事者間で別段の合意がない限り、手続きのデフォルトの言語は登録契約の言語であり、それ以外の場合はパネルの権限に従います。UDRP 規則の paragraph 10 は、正当な遠征を伴う手続きを実施する目的に留意し、当事者が平等に扱われ、各当事者に与えられることを保証しながら、適切と思われる方法で手続きを実施する権限をパネルに与えます。その事例を提示する公正な機会。このよ

うな背景から、パネルは、特定のシナリオが登録契約の言語以外の言語での手続きを正当化する可能性があることを発見しました。このようなシナリオには、(i) 回答者が苦情の言語を理解できることを示す証拠、(ii) ドメイン名の言語/スクリプト、特に苦情のマークと同じ場合、(iii) 以下の Web ページ上のコンテンツが含まれます。係争中のドメイン名、(iv) 特定の言語での回答者が関与する以前の事件、(v) 当事者間の以前の通信、(vi) 申立人に苦情の翻訳を命じる際の潜在的な不公正または不当な遅延、(vii) その他の証拠特定の言語に登録、使用、または対応する回答者が管理するドメイン名 (viii) 複数のドメイン名が関係する場合、

当事者による提出物の信頼性、特に回答者の提出物の信頼性（またはコメントするための公正な機会が与えられた後の反応の欠如）は特に関連性があります。

当事者が訴訟の性質を合理的に理解していると思われる場合、パネルは、各当事者が訴状を提出できるように、苦情と応答の両方の言語を理解するパネルの能力を考慮して、訴訟/決定の言語も決定しました。なじみのある言語。

4.5.2 手続きの言語に関する当事者の要求 (WIPO センターの慣行)

パネルは、当事者（通常は申立人）が登録契約の言語以外の言語で手続きを管理することを要求する場合、WIPO センターによる予備決定が必要になる可能性があることを認識しています。

登録契約の言語に関するレジストラの確認に続いて、UDRP 規則のパラグラフ 11 に基づくパネルの裁量を維持し、適切な手続きの言語を決定するために、苦情が登録契約の場合、WIPO センターは、登録契約の言語と苦情の言語の不一致を（可能な場合はすべての関連言語で）両当事者に通知します。

このような場合、申立人は、苦情を翻訳するか、元の苦情にまだ含まれていない場合は、手続きが苦情の言語で行われるという動機付けられた要求を正式に提出するよう求められます。このような要求は、多くの場合、上記のセクション [4.5.1](#) にリストされている要因を考慮に入れています。回答者には、その後、申立人の主張にコメントするか、反対する機会が与えられます（必要に応じて、登録契約の文言で）。

公平性を確保し、事件の継続性を維持するために、パネルの任命と訴訟の言語の決定の前に、可能であれば、WIPO センターは、「二言語」の事件関連の連絡を当事者に送信しようとします。登録契約の言語と苦情の言語の両方）。

パネルの任命時に、両当事者の議論は、手続きの言語に関する決定のためにパネルに提供されます。これには、提出された苦情を受け入れること、および登録契約の言語での応答が含まれる場合があります、それにより、両当事者に彼らの訴訟を提示する公正な機会を与えることを求めます。ただし、場合によっては、適正手続き上の懸念により、パネルは苦情を登録契約の言語に翻訳するように命じる場合があります。

2. JIPAC JP2021-0001 において英語での裁定を実施した際の留意点

- 事件管理者である山口先生が、申立人とやり取りしつつ、登録者の実態も踏まえ、英語で裁定を実施することを暫定的に決定して、パネリストである佐藤先生と相談し、佐藤先生が、最終的に決定した。
- WIPO に相談して対応を進めた
- WIPO と JP-DRP における手続き経緯の違いによる対応
 - ・ WIPO では、レジストラに手続き開始前に連絡して LOCK が掛かるが、JP-DRP の場合は、手続き開始の段階で JPRS が LOCK を掛けるため、手続き前に登録者に連絡をすることは、LOCK 掛ける前に DRP 逃れの対応を行うリスクがあるので、手続き開始の通知の中で、登録者に（期日は設定せずに）速やかに意見を求めるようにした。
 - ・ JIPAC の補足に記載することも考えたが、補則に規定している字数制限（1000 字）が、英語では当てはまらないことが懸念される。（柔軟に対応せざるを得ない）
 - ・ WIPO では、Overview 3.0 に手続き言語に関する記載があるが、JIPAC には、Overview がないので、web に何かの記載をすることを考えている。
- スウェーデン（.se）では、2 言語を原則としており、それに倣い、日本語を原則としつつ、英語も選べるという 2 言語可能とすることも考えられる。
- 登録者などへの連絡は、メールでは、日本語と英語の 2 か国語で行った。郵送は、原文の英語だけになる。

2. 検討委員会における論点

- まずは、制度をどういう内容にするかを決定して、大幅な制度変更であれば、規則変更が必要になるだろうし、規則の中で対応できる内容であれば、補則に記載するなどを決めればよいのではないか。中身を先に決定し、方法論はその後に決めればよい。
- まだ、1 事案のみの英語での裁定であり、もう少し事案を扱わなければ、見えてこない課題も想定され、さらに研究をする必要がある。拙速に規則改正するには懸念がある。

- 佐藤先生の資料にあるように、パネリストが言語を決定することで、申立書や答弁書を再度翻訳して出し直すことになる可能性があり、手間と時間がかかることが懸念される。二度手間とならず、迅速に手続きを進めるためには、WIPO の対応のように、実質的に事務局 (JIPAC) が言語を (暫定的のも) 決定することも検討する必要があるのではないか。
- 証拠書類は、申立書、答弁書とは違う言語で提出されている実態がある。
- 登録者の利益も考慮しなければならないから、登録者が了承しなければ英語では進められない形でルール決めができれば問題ないのではないか。
- 手続き規則 11 条の改正案
 - ・ A 案
 手続き言語は原則日本語とする、ただし申立人が英語を希望し、かつ登録者から異議がなければ英語とする。
 - ・ B 案
 手続き言語は原則日本語とする、ただし申立人が英語を希望し、かつ登録者から異議がない場合、また登録者からの意義に合理的な理由がない場合は、英語とする。
 - B-1 合理性の判断をパネリストがする場合
 - B-2 合理性の判断を事務局 (JIPAC) がする場合
- A 案は、わかりやすくシンプルな制度となる
- A 案では、登録者が嫌がらせで、異議を申し立てることに対応できない。
- 嫌がらせ的に、英語での手続きを拒否することは、割り切って不問にすることも良いのではないか。嫌がらせかどうかの合理性の判断をする必要もなくなる。
- A 案では、原則日本語と言いつつも、相当程度英語が選べることになり、日本人の利益が損なわれることになり、不利益の影響を受ける多くの人が出てきてしまう。
- 事務局が合理性の判断をすれば、JIPAC の体制からも、事務局、事件管理者の責任がどこまであるのかという懸念がある。
- ルールで機械的に決めるには、mail では、英語、日本語で連絡できるが、郵送は訳さ

ずに送るので、登録者に到達し、登録者が理解して対応できるのかどうか不安がある。

→ 手続きをルール化して明確にするというのは一理あるが、A 案においては、機械的に言語を決定することになる。時間が掛かるからとの理由などで、機械的に言語を決定するというのは、申立における言語の重要性からすると、非常に不安であり、パネリストの裁量で、総合的な判断で決定するという原則を変えないほうが好ましい結果を生むことになるのではないか。

→ UDRP やグローバルな一般的な形から出来るだけ離れないほうが良い。(UDRP では、規則には記載がない)

→ 原則日本語とは、何を意味するのか。

4.英語以外の多言語化への対応についての論点

○ 実質的にも、現実的にも、JIPAC での運用は、英語での対応が出来れば問題ないと考えられるが、グローバル化の流れの中で、WIPO からのオファーもあり、多言語化への対応を切り捨ててしまうのは惜しい。

○ JIPAC 単独で多言語化への対応をするのは難しい。

○ JPNIC が、競争原理導入の下、JIPAC 以外に WIPO との契約を検討するのが一案と考えたが、JIPAC への悪影響などを考慮すると、JIPAC が WIPO と協力関係を築き、お互いにパネリストを提供し合うなどの競合しない形で提携するのが、JIPAC のグローバル化にもつながり、良いのではないか。

○ WIPO が、JIPAC と協力関係を元にした提携に魅力を感じるかどうか疑問。

○ 別の案として、日本語、英語は JIPAC で対応し、それ以外の言語を JPNIC が WIPO に発注することにすれば、WIPO に多くの案件が流れてしまうのではないかという懸念もなくなり、JIPAC に負担もかからず良いのではないか。

→ 言語の決定を JPNIC が行うことになってしまう懸念がある（言語により JIPAC に発注するか WIPO に発注するかの判断をすれば）

→ 英語以外の言語のニーズが、WIPO を指定機関として契約するほどあるのか疑問。

- 佐藤先生の指摘では、JPRS が、裁定文の内容を翻訳なしに当該言語を理解・検証でき、裁定結果を実施できる体制が必要とあるが、JPRS にどこまで対応を求められるのか (JPRS が対応できない言語は扱えないのか)。

- 提携の形や方法論など様々な可能性を見極まるためにも、WIPO の意向も含め一度コンタクトして話を聞く必要があるのではないか。

以上